

県被災宅地判定資機材備蓄台帳

平成___年___月___日現在

区分	判定資機材	備蓄分担（義務）			県備蓄量		備 考
		市区町村	県	判定士	単位	備蓄数量	
A 最 低 必 要 な も の	★認定登録証						
	★腕章						
	★判定調査票						
	★判定ステッカー(ビニール被覆)						
	★判定マニュアル・手引						
	★ヘルメット用シール						
	ヘルメット						
	住宅地図（コピー可）						分散保管
	筆記用具（赤・黒マーカー供）						
	バインダー（下敷き）						
	※バインダーが入るビニール袋						
	スラントルール（勾配儀）						
	ガムテープ（布製）						
	針金ピン（手引P9 参照）						
	※雨具						
	※防寒具(ジャンパー、ミニカイロ)						
	※水筒						
	※マスク						
	デジタルカメラ（電池 記録用カード）						
	黒板ホワイトボード、ボール紙等						
	コンベックス（巻尺）						
	懐中電灯						
	軍手						
	ナップサック						
	はさみ、のり						
B あ つ た 方 が よ い も の	携帯電話						
	パソコン、CD-ROM						
	クラックスケール						
	ポール						
	テープロッド（リボンテープ）						
	ホイッスル						
	テストハンマー（打診器）						
	クリノメーター						

注1) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。

注2) ※印は、基本的に宅地判定士個人が準備するもの。

注3) ●印は携帯電話の電波が届かない場所や、被災により電話そのものが使えないことが想定される場合に必要となる。

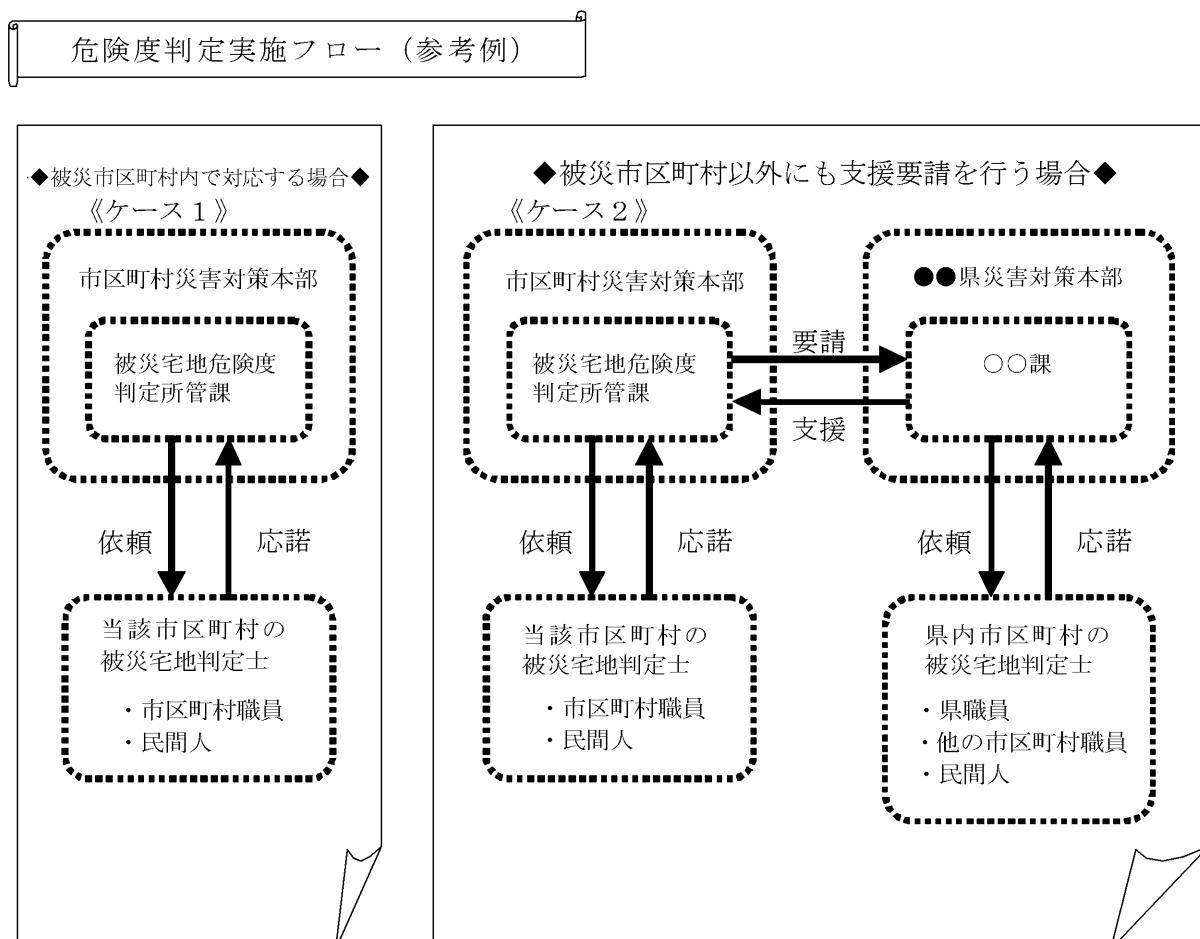
被災宅地危険度判定実施体制(例)

1. 危険度判定の実施

- 県被災宅地危険度判定実施要領より以下のとおりとしている。
- (1) 市区町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）の実施を決定する。
 - (2) 市区町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
 - (3) 市区町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
 - (4) 知事は、市区町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に活動の協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
 - (5) 市区町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施するものとする。
 - (6) 震災の規模等により、市区町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

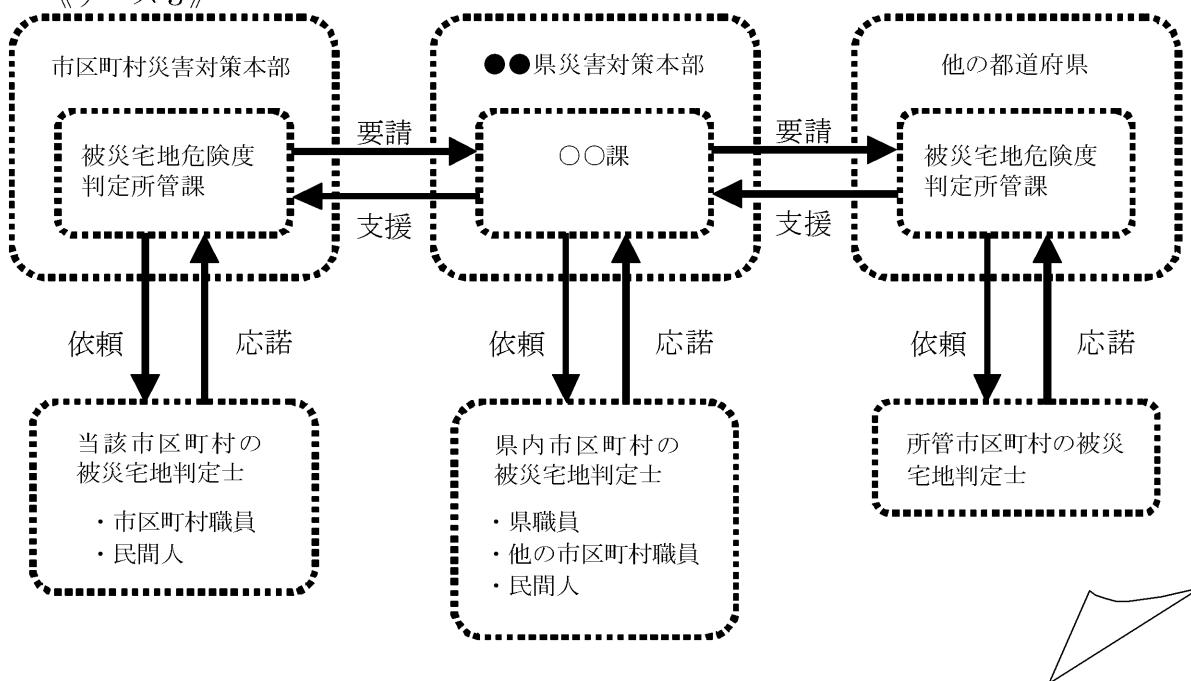
2. 危険度判定の実施体制

実施体制にあたっては、次のフローを参考とする。



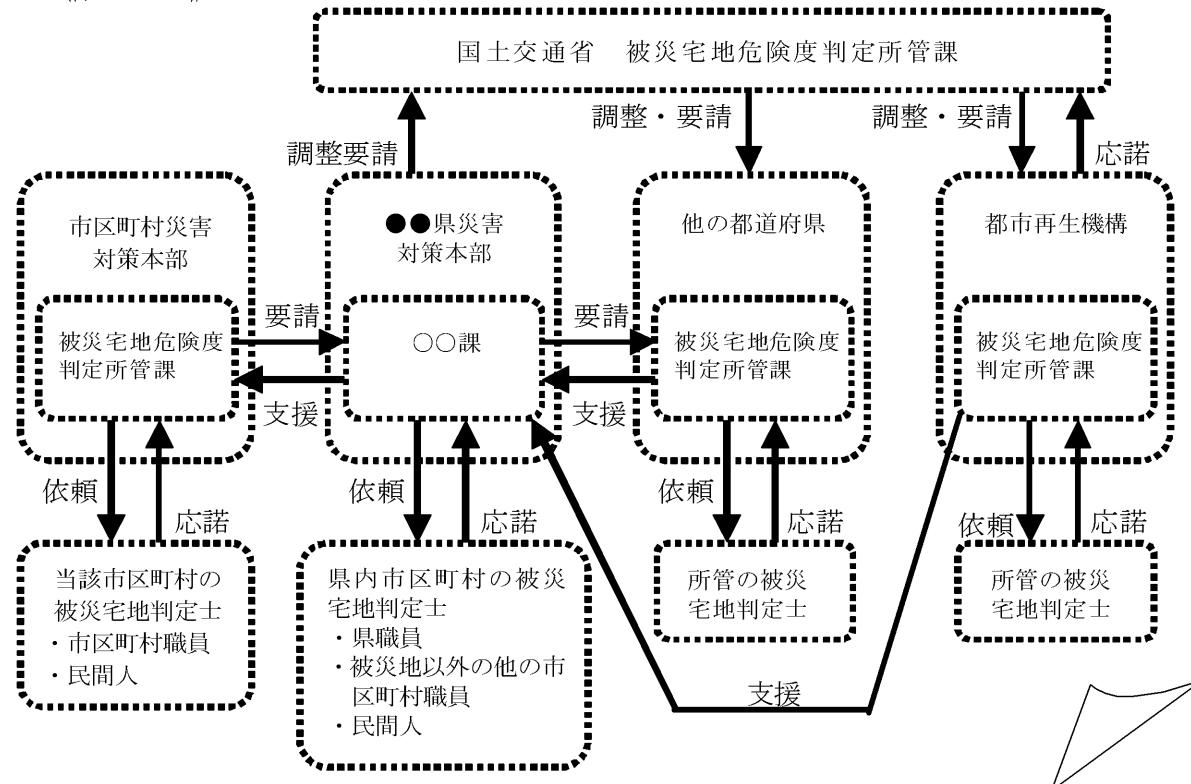
◆他の都道府県にも支援要請を行う場合◆

《ケース 3》



◆国土交通省に支援要請を行う場合◆

《ケース 4》



被災宅地危険度判定活動(例)

連絡先：○○県庁○○課△△担当
電話：012-345-6788
FAX：012-345-6799
E-mail：abcd@efgh.jp

1. 被災災害対応編

対応事項	対応内容		
	支援実施本部 (県○○課)	支援支部 (振興局土木部)	実施本部 (被災市区町村)
1 災害対策本部を設置する規模の地震又は降雨等の災害	県庁参集 (まちづくり担当)	振興局参集 (施設管理担当者)	市区町村庁舎参集 (担当者)
2 二次災害の軽減、防止のための被災状況調査の実施 (目視による宅地の陥没・地割れや法面や擁壁被害の有無の確認)	①市区町村と振興局(土木部)に対し被災状況の連絡を求める ②被災宅地危険度判定制度についての情報を提供 ③被災状況調査に対する支援の必要性の有無を確認	宅地の被災状況を把握した場合、所管市区町村に情報提供するなどの市区町村支援	①必要に応じ、振興局と連携し管内調査(被災状況調査)を実施して県○○課△△課担当に連絡 ②調査報告は災害発生後、第1回目を発生から6時間以内、第2回目を12時間以内、第3回目を24時間以内、最終報告を48時間以内、を目安(調査様式は自由)
3 被災状況把握	①被災状況を把握 ②判定活動支援の必要性を検討 ③被災状況調査の支援による追加の必要性を検討 ④派遣候補となる判定士の洗い出し		
4 被災状況調査支援準備(市区町村から要請があった場合)	必要人員、派遣職員を検討	状況に応じて市区町村を支援	判定実施計画を作成(対象地区の選定、必要人員等)
5 判定活動要請の検討		市区町村からの要請があった場合、判定活動支援要請の必要性について市区町村に助言	被災宅地危険度判定の実施及び支援要請について検討(必要に応じて振興局と協議)
6 判定活動支援の決定	①災害対策本部への実施計画の報告(各種関連対応の一環として報告) ②判定士に対する派遣の要請 ③被災地市区町村及び振興局へ派遣計画の通知		判定実施が必要と判断した場合、判定実施本部を設置し、県○○課△△担当に支援要請を実施

対応事項	対応内容		
	支援実施本部 (県○○課)	支援支部 (振興局土木部)	実施本部 (被災市区町村)
7 判定活動派遣準備	<p>①実施日の検討</p> <p>②必要人員の検討</p> <p>③活動要請判定士の選定(職場所在地等を考慮)</p> <p>④派遣方法(交通手段)の検討</p> <p>⑤判定備品の準備(判定用紙、マニュアル、腕章、ガムテープ、マジックインク、なお市区町村で準備可能なものは協力を求める)</p> <p>⑥装備品一覧の作成</p>		<p>①判定活動を行う旨を防災無線等で周知</p> <p>②判定活動実施計画を策定(対象地区の選定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20戸程度を1セットとする調査図(住宅地図等を使用)を作成 ・調査地区までの道順を示した地図を作成 <p>③判定活動実施を前提とした現地状況(道路状況、宿泊施設状況等)を県○○課△△担当に通知</p> <p>④判定活動の受け入れ及び組織編成</p> <p>⑤市区町村で判定用紙に市区町村名、連絡先を予め記入し、カラープリントするなど、市区町村で準備可能なものは本部と協議し、市区町村で準備</p> <p>⑥被災写真を取り込むためのパソコンを準備</p>
8 判定士に対する個別要請	<p>判定活動計画と現地状況について情報提供しながら、意向を確認</p> <p>①県職員には、イントラネット、個別メールによって通知</p> <p>②市区町村職員には、事前に担当者へ協力要請を行い、協力可能人数の報告を求め、組織経由で協力要請</p> <p>③判定活動用車両の確保を併せて要請</p>		県からの事前要請を受け、協力できる人員を把握する(被災地以外の市区町村)

対応事項	対応内容		
	支援実施本部 (県○○課)	支援支部 (振興局土木部)	実施本部 (被災市区町村)
9 判定活動計画の策定	①派遣期間 ②派遣判定士人員 ③現地集合場所 ④調査対象件数 ⑤活動条件(宿泊の必要性等) ⑥必要に応じ、判定活動の派遣判定調整員の選定(支援本部から派遣)		①県○○課△△担当と判定活動計画内容を協議 ②判定活動判定調整員の選定
10 活動計画の通知	実施市区町村に決定内容を通知		県からの通知を基に、判定実施本部を設営 ①収集会場の設営 ②配布資料の作成(判定対象箇所の地図等) ③開始時間、終了時間、再集合時間等の設定 ④活動結果の集計準備
11 活動準備対応	①判定調整員は活動前日に現地入りし、判定実施市区町村の準備状況を確認 ②判定用具等の搬入	コーディネート活動支援	①判定調整員と実施計画について事前協議 ②判定用具等の準備 ③判定活動車両の準備

2. 被災宅地危険度判定士活動編

対応事項	対応内容		
	支援実施本部 (県○○課)	判定士	実施本部 (被災市区町村)
1 判定士集合	市区町村対応の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①登録証、ヘルメット長靴、雨具、コンペックス、デジタルカメラ類は判定士が事前に準備 ②活動計画の確認(地区、判定目標件数、開始時間、終了時間、終了後集合時間、現地状況等) ③判定用具、資料等の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ①活動計画の説明(地区、判定目標件数、開始時間、終了時間、終了後集合時間、現地状況等) ②判定用具(デジタルカメラ等)、資料等の配布
2 判定活動中	県活動本部待機	<p>現地判定活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①腕章・ヘルメット・登録証等は着用 ②判定活動を行う前に土地所有の住民説明 ③被災宅地の調査・危険度マニュアルに基づき、宅地ごとに調査票を記入 ④被災状況写真撮影 ⑤宅地の被害程度に応じ、「危険宅地(赤)」、「要注意宅地(黄)」、「調査済宅地(青)」の3区分の判定 ⑥判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示 ⑦活動終了後、判定結果調査票、腕章等借用物の返却 ⑧現地応援被災宅地危険度判定士の活動は、現地の判定結果をもって業務が終了 	市活動本部待機
3 再参集(活動終了後)	<ul style="list-style-type: none"> ①市区町村対応の支援 ②市区町村の判定結果通知受理、必要に応じマスコミ等発表 		<ul style="list-style-type: none"> ①判定結果の聴取及び調査票の回収 ②判定結果の集計 ③判定結果の県○○課△△担当に通知 ※様式任意とし、建築物との関係も記入
4 被災額調査	<ul style="list-style-type: none"> ①被害額算定報告を受け、支援対策の検討 ②支援制度の検討 		<ul style="list-style-type: none"> ①被害程度別(黄、赤に限る)に被害額の概算算定し、県○○課△△担当へ報告 ②腕章等県からの判定用具等の返却

対応事項	対応内容		
	支援実施本部 (県○○課)	判定士	実施本部 (被災市町村)
			<p>③判定結果データを再確認後に保管</p> <p>④二次災害を防止又は軽減するため、必要に応じ現地調査を行い、判定結果に対する住民への情報提供や相談対応</p>

3. 被災宅地危険度判定活動制度準備編

対応事項	対応内容		
	支援実施本部 (県○○課)	支援支部 (振興局土木部)	実施本部 (被災市区町村)
1 体制整備	①地域防災計画への位置付け(済み) ②振興局、市区町村の準備対応状況を把握 ③制度関連資料、判定士データ、判定用具等の設置場所の明確化(事務室内を原則とする) ④判定士活動の情報提供 ⑤判定士不在町村の登録育成 ⑥被災建築物応急危険度判定活動との連携	緊急時対応事項としての位置づけ ①担当組織 ②担当職員 ③組織内判定士の確認	緊急時対応事項としての位置づけ ①担当組織 ②担当職員 ③組織内判定士の確認 ④判定士活動の住民周知
2 判定士データの管理	①判定士登録データの時点修正(所属機関等)(毎年度) ②検索システムの充実		
3 判定士の養成確保	①判定士養成講習会実施による登録者確保 ②退職者分補充を踏まえた新規登録者の積極的追加 ③市区町村判定士の登録強化	組織内登録判定士の確保	①組織内登録判定士の確保 ②1市区町村最低2名以上の登録者の確保
4 判定用具の備蓄	①腕章 ②判定用紙 ③判定マニュアル ④ガムテープ ⑤マジックインキ ⑥画板 活動用具収納用バッグ、長靴、ヘルメット、コンベックス、デジタルカメラ等は判定士が準備するよう協力依頼を行う。 判定用紙、判定マニュアルは本部から市区町村へ事前にメールで送信する。		以下を準備 ①判定用紙 ②判定マニュアル ③ガムテープ ④マジックインキ ⑤画板 ⑥デジタルカメラ ※判定用紙には市区町村名、連絡先を明記
5 支援制度	制度の必要性の有無の検討		
6 判定調整員の育成	講習会や資料提供	判定調整員の支援	判定調整員の確保
7 判定活動の周知	ホームページや県民用パンフレットの作成		ホームページや住民用パンフレットの作成